

資料6 「屋外遊戯場に代わるべき場所（代替地）の設定について」

屋外遊戯場に代わるべき場所（代替地）を設定する者は、次の（1）から（2）に掲げる要件をすべて満たし、第14号様式「屋外遊戯場に代わるべき場所の設定予定書」を作成すること。

（1）利用計画に関する注意事項

- ・屋外遊戯場代替地とする公園、広場、寺社境内等については、屋外活動に当たって安全が確保されていること
 - ・保育所からの距離が、日常的に幼児が利用できる程度（500m程度の距離）で、移動に当たって安全が確保されていること
 - ・当該代替地については、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保される見込みであること
 - ・当該代替地に原則としてトイレが設置されていること。また、設置が無い場合には近隣の公共施設等のトイレの使用について、管理者と調整すること
 - ・認可を受ける事業類型に応じ、当該施設の設備運営基準等に定める屋外遊戯場の必要面積及び設備等が確保されること
 - ・代替地を利用する際のマニュアルを策定し、次に掲げる事項を記載すること
- 利用当日の園児移動前の安全確認に関する方法
 - 移動、利用する際の付添い職員及び園に残る職員の配置
 - 移動経路及び移動、利用する際の安全上の留意点
 - 緊急時の対応方法（不審者、地震及び近隣での火災）及び連絡手段

（2）利用時の注意

- ・利用後は清掃し、ごみは必ず持ち帰ること
- ・他の利用者トラブルの無いよう利用し、万が一トラブルが発生した場合は当事者間で解決を図ること
- ・遊具の使用対象年齢や適切な使用方法に注意し、事故の無いよう利用すること
- ・他の利用者譲り合いながら利用し、利用者が増えてきた場合は、利用範囲の変更や、利用を中止する等、一般利用者の利用を制限することにならないよう、調整方法について明確にすること
- ・音響器具の使用や遊具の持ち込み等、禁止事項について管理者に十分に確認のうえ、ルールを守って利用すること
- ・事業者の責任において地元自治会への説明等を行うとともに、自治会活動等への積極的参加により近隣住民等の理解を得られるよう努力すること
- ・代替地の維持管理に可能な限り協力すること
- ・公園を代替地とする場合は、管理を所管する市担当部局と協議し、指導に従うこと
- ・公園の管理が委託されている場合は、当該受託者に対し十分に説明すること
- ・運動会の実施など、公園全体を利用する場合は、『公園内行為届出書』にて許可を得ること。